

## 「南山城小学校情報教育システム運用支援業務について」

### 1. 概要

本書は、「南山城小学校情報教育システム」における支援業務について規定するものである。

### 2. 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

### 3. 運用支援業務に関する要件

以下に規定する運用支援業務を行う。

尚、本書に記載の「甲」は、相楽東部広域連合を指すものとする。

#### (1) 運用支援業務の内容

ア 「南山城小学校情報教育システム」（基幹システム系構築／ネットワーク機器）及び「情報教育ネットワーク拡張整備」の諸設備（以下「情報教育システム」という。）に関する南山城小学校および相楽東部連合教育委員会又は相楽東部連合教育委員会が指定する人（以下「学校等」という。）からの問合せへの対応

イ 情報教育システムに関する不具合連絡に対する問診等による不具合箇所特定業務などの一次対応

ウ 不具合箇所が情報教育システム以外であると判明した場合の学校等への連絡

エ 情報教育システムに不具合を発見した場合不具合内容の連絡、及び不具合に対する対処及び是正措置

オ 情報教育システムに関する使用方法の説明及び利用支援

カ 情報教育システムに関する変更、改善要望に関する内容を甲に連絡すること。及び甲が指示した場合、設定変更等の措置を行なうこと。

キ 甲が指示するソフトウェアインストール及び設定業務（但し、南山城小学校からの指示・要望のみによるソフトウェアインストール及び設定作業は行なわないこととする。）

ク 情報教育システムに関するソフトウェアのバージョンアップやパターンファイルの更新及び運用管理

ケ 計画的システム停止に関する適切なシャットダウン処理及び学校等への連絡

コ 情報教育システムの定期的データバックアップ等管理・運用業務

サ ウィルス駆除ソフトウェアにおけるパターンファイル・検索エンジンの運用管理

シ **Windows update** の運用管理

ス ウィルス情報の提供と発生時の対処

セ 問い合わせ及び応答その他運用支援情報の蓄積と学校等の関係者間の共有

- ソ 情報教育システムに関連する資料の整理・運用マニュアルの追加及び修正。
- タ 情報教育システムに接続する機器・環境設定支援

(2) 業務の条件

- ア 業務実施者は1名を原則とする。
- イ 業務を実施する回数（合計）については隔月1回を原則とし、年間6回とする。
- ウ 作業時間は、午前10時から午後6時（休憩時間1時間を含む）までとする。  
当日の作業が残った場合については次回予定の作業日に行うこととする。支援業務およびその他の甲から指示された業務を作業時間の中で実施することが困難な場合においては、甲と協議の上、業務に優先順位を付して実施する。